

公立大学法人島根県立大学と一般社団法人浜田青年会議所との 包括的連携に関する協定書

公立大学法人島根県立大学と一般社団法人浜田青年会議所とは、次のとおり包括的連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は甲と乙が包括的な連携を結び相互の密接な連携と協力を図り、地域の課題解決や発展、及び人材の育成を行うことで、持続可能な地域社会に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は前述の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 教育・文化・芸術に関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) まちづくりに関すること
- (4) 産業振興に関すること
- (5) 防災に関すること
- (6) 大学と企業の魅力の創出、雇用の機会の促進に関すること
- (7) その他、前述の目的達成のために資すること

(協議)

第3条 この協定に定めのない事項に関しては必要に応じ、両者が協議して定めるものとする。本協定の締結を証するため本書2通を作成し、各1通を保有する。

(期間)

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日から起算して3ヵ月前までに、甲または乙から改廃の申し出がない時は、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

令和3年3月24日

公立大学法人島根県立大学
理事長

清原正義

一般社団法人浜田青年会議所
理事長

森脇翼